

## 市第 129 号議案

## 市民ギャラリーの指定管理者の指定

次のように市民ギャラリーの指定管理者を指定する。

平成26年11月28日提出

横浜市長 林 文子

| 名 称           | 指 定 管 理 者 |                               | 指 定 の 期 間               |
|---------------|-----------|-------------------------------|-------------------------|
|               | 所 在 地     | 名 称                           |                         |
| 横浜市民ギャラリーあざみ野 | 中区山下町2番地  | 公益財団法人横浜市芸術文化振興財団<br>理事長 澄川喜一 | 平成27年4月1日から平成32年3月31日まで |

## 提 案 理 由

横浜市民ギャラリーあざみ野の指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案する。

**参 考**

**地 方 自 治 法（抜粋）**

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第 244 条の 2 （第 1 項から第 5 項まで省略）

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

（第 7 項から第 11 項まで省略）